

ワークルール教育推進法の速やかな制定を求める決議

「ブラック企業」の存在が広く認知されて久しい。加えて近年、過度に厳しいノルマを課す、テスト前の休暇を取らせない、不合理な罰金を科すといった「ブラックバイト」や妊娠・出産を理由にしたいじめ・嫌がらせ＝「マタニティ・ハラスメント」など、労働現場で起きている様々なトラブルが広く社会問題として認知されるようになってきている。

このような状況で、「ワークルール」すなわち働くこと・働かせることに関するルールおよびこれらのルールを実現するための諸制度に関する知識を、労働者及び使用者が身につけていくための教育の必要性が各方面から指摘されるに至っている。

学会等においては、労働法教育研究会が、2014年12月20日に発足公開シンポジウム「労働教育の実践を進めようー若者たちの未来のために」を開催、日本労働法学会は、第129回大会（2015年5月17日）のミニシンポジウムで「ワークルール教育の意義と課題」を取り上げ、労使、研究者の立場から活発な意見交換が行われた。各弁護士会では出張ワークルール教育の取り組みがなされ、日本弁護士連合会の労働法制委員会も、本年ワークルールPTを発足し活動を開始した。

超党派で構成される「非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活を考える議員連盟」は、2015年8月6日、「議連目標の達成に向けた中長期的政策検討課題（素案）」を発表しその中で「ワークルール教育推進法（仮称）の制定」を取り上げている。

すでに個別の立法の中でも、ワークルール教育について言及がされるようになってきている。過労死防止対策推進法（2014年11月1日施行）は「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする」と定め（第9条）、青少年雇用促進法（2015年9月11日成立）も、「国は学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するように努めなければならない。」（第20条）¹と国に労働法教育を義務づけている。

ワークルール教育への関心は近年ないほど高まり、現場ではその必要性が共通認識となっており、個別の立法の中にも「ワークルール教育」に関わる条項が入れられるという中で、いままさに必要なのは、現行法のもとでワークルール教育を促進する施策を行政が積極的に打ち出していくこととともに、ワークルール教育をあまねく実施するべく、その社会基盤を整備するための基本法となる「ワークルール教育推進法」を制定することである。

国や地方自治体が責任をもち、十分な財政上の措置をとってワークルール教育を全国各地で実施する、そのことを可能にする基本法を速やかに制定することこそ、今の情勢のもとでの立法府の役割である。

私たち日本労働弁護団は、2013年10月1日、「誰でも」、「いつでも（社会に出る前に、社会に出た後に、働き方が変わるときに）」、「どこでも（学校で、職場で、地域で）」、「実践的に役に立つ（基本的な知識のみならず、問題が生じたときの解決手段まで含めた）」ワークルール教育を受けられるようにするための基本法制定を求める「ワークルール教育推進法の制定を求める意見書」を発表した。その後も、同年11月9日には総会決議を挙げるとともに、シンポジウムの開催、リーフレットの発行など、法制定に向けた様々な取り組みを進めてきた。

ワークルール教育推進の必要性・重要性が広く社会に浸透しつつある今、私たちは、ワークルール教育推進法の速やかな制定を求めて、今後ともその実現のために各団体と力を合わせていく決意である。

2015年11月7日 日本労働弁護団 第59回全国総会

¹ 現20条。平成28年4月1日以降は26条となる。2016年3月注。